平成２２年（フ）第１２０号
宮崎県えびの市大字池島442、住民票上の住所宮崎県えびの市大字末永1107番地
債務者　福永　美香（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１２５号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓1078番地
債務者　遠藤　孝男
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３３７号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目15番15―61号
債務者　中川路明子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目15番５号星倉荘203号
債務者　山路　裕樹
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
鹿児島県鹿児島市平川町427番地
債務者　大園　照子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
鹿児島県指宿市東方10814―４、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市照国町２番24号
債務者　秋元英津子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４２５号
鹿児島県鹿児島市西伊敷１丁目13番10号さくら荘102号
債務者　井尻　邦彦
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４２６号
鹿児島県鹿児島市田上４丁目14番１号エレガンス田上201号
債務者　井尻　洋平
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４０号
鹿児島県奄美市名瀬仲勝町１番地25
債務者　池畑由美子（旧姓兼島）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第７７号
鹿児島県鹿屋市寿７丁目３番14号、旧住所鹿児島県鹿屋市笠之原町2485番地10
債務者　坂元　陽子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
鹿児島県鹿屋市共栄町10番19号　ほおずきマンション602号
債務者　東牧野　操
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
青森県八戸市青葉１丁目13番19号、前住所青森県八戸市南類家２丁目10番17号
債務者　黒澤あけみ
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
長野県上田市五加1122番地１　市営住宅内堀団地Ｕ７―721号
債務者　齊藤　純子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１０８号
長野県上田市諏訪形861番地４
債務者　成澤　和恵（旧姓髙萩）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１３２号
神戸市西区伊川谷町有瀬579番地　久保ハイツ108号
債務者　金山ひづる
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
神戸市西区王吉台５丁目４番地　ルミナスハイツ207号
債務者　八木　祐輔
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
兵庫県明石市大久保町大久保町947番地の121
債務者　小林　伸子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係